

徳島県告示第五百四十九号

徳島県産業廃棄物実態調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査の名称及び目的

1 名称

徳島県産業廃棄物実態調査

2 目的

徳島県廃棄物処理計画（第五期）策定の基礎資料とするため、平成三十年度の県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、その現状分析及び将来予測を行う。

二 調査対象の範囲

1 地域的範囲

県内全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類（平成二十五年十月改定）に掲げる大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業、大分類D 建設業、大分類E 製造業、大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G 情報通信業、大分類H 運輸業、郵便業、大分類I 卸売業、小売業、大分類L 学術研究、専門・技術サービス業、大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、大分類O 教育、学習支援業、大分類P 医療、福祉及び大分類R サービス業（他に分類されないもの）の事業を営む事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求めるとする事項

県内における産業廃棄物の発生、処理状況等

2 基準となる期日又は期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 報告を求めるとする者

二に該当する事業所（業種により全数又は無作為抽出による。）

五 報告を求めるとするために用いる方法

1 調査方法

郵送調査及びオンライン調査

2 調査受託者

株式会社日本環境工学設計事務所

東京都千代田区神田神保町二丁目七番地三

六 報告を求めるとする期間

令和元年十二月三日から令和二年一月八日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。